



## 第97回 学校トラブル対処の転換点——教育的対処から法的対処へ

星野 豊 (筑波大学准教授)

学校トラブルへの法的対処の  
必要性……………

学校において、様々な種類の様々な規模のトラブルが日常的に発生している現状は、否定することが難しい。かかる状況の下で、学校の本来の役割である教育的対処と共に、あるいは教育的対処に代えて、法的対処を行わなければならない場合があることについては、以下に述べる理由から、肯定されるべきである。

第1に、学校教育の目的の中には、社会にお

ける規律と正義とを子どもに自覚させること、及び、子どもが社会人として成長していく過程において、かかる規律と正義とを自ら実現することにより、社会の担い手の一人となるように成長させることが含まれている。そうすると、学校トラブルに対しても、利用可能な手法なし手段の一つとして、法的対処を適切に行うことによって事態の解決を図ろうとすることは、子どもに対する重要な教育実践として、積極的に位置づけられるべきである。

第2に、学校における教育は、原則として、

子どもを各家庭から学校の支配領域へと登校させることによって行われる以上、学校は各家庭及び子どもに対して、学校における学習のための各種の環境を整備することについて、教育上の責務のほか、法律上の責任をも負っている。従って、学校の中でトラブルが発生した場合に、学校の負っている法律上の責任を全うするために、発生したトラブルに対して法的対処を行うことが求められるものと考えられる。

第3に、学校トラブルの発生に際して、学校ないし教員が不当に傷付けられ、理由のない被害を受けるおそれがないのかについては、現状生じている各種の学校トラブルの実例を観察する限り、極めて怪しいものと考えざるを得ない。従って、教育的対処と法的対処とを合理的に使い分け、学校ないし教員が人として有するべき尊厳や利益を適切に保護することは、学校関係者全体の信頼関係の構築及び深化に関する、より望ましい結果をもたらすことを、十分期待できるものと考えられる。

本稿では、以上に述べた観点を基に、学校において生じたトラブルへの対処において、教育

的対処と法的対処との合理的な使い分けが、どのような状況の下に行われるべきか、また、教育的対処と法的対処との使い分けは、どのような理論的観点に基づいて行われることで、その合理性と妥当性とを獲得できるかについて、実験的な考察を試みる。

## 教育的対処と法的対処との比較検討

学校で発生した各種のトラブルについて、法的対処を行うべき必要性があるとしても、具体的なトラブル発生に際して、学校としてまず何をしなければならず、また、何を行ってはならないか、という現実の状況に対する行動の方向性は、「法的対処」の必要性それ自体からは、必ずしも明確に示されるわけではない。また、学校トラブルへの対処においては、法的解釈に基づく判断の適切性妥当性のみならず、当該トラブルの当事者ないし関係者間における信頼関係を、トラブル発生後においてもなお維持すべきことについての対処ないし配慮も、同様に重視されなければならない。

以上の点から、学校トラブルへの対処としての、法的対処と教育的対処とを比較してみると、以下に述べるとおり、その前提や対処の実質的な目的には、大きな差異が存在している。

第1に、法的対処においては、教育的対処が実質的な前提としていると考えられる「関係者における信頼関係の構築ないし深化」が、そもそも前提とされていない。また、自己の主張の展開に際してどの程度の「証拠」が必要であるか、あるいは、主張ないし証拠をどのような状況の下でどのように提示していくかという具体的な局面における行動についても、教育的対処と法的対処との差異は明らかである。

第2に、法的解釈に基づく判断は、ある固定した時点について下されるものであり、その後において当事者ないし関係者間にどのような関係が形成されていくかは、当該訴訟ないし判断の目的とは異なるものとされている。これに対して、教育的対処においては、子どもが教育を受ける過程において常に成長する存在であることが対処の基本的な前提とされており、かつ、教育を行う学校ないし教員の側も、子どもが成長

長することによって自らの進歩発展を遂げていくこととなる。従って、教育対処における時間に対する考え方は、ある固定した時点のみに着目するのではなく、常に当事者ないし関係者の状況が変化し続ける、いわば「時間の流れ」に着目していると言えることができる。

第3に、法的解釈に基づく判断は、事案が複雑であればあるほど、相応の時間をかけて判断のための準備作業を行う必要性が生ずるから、当該判断の対象となる時点は、判断が現実の下される時点よりも、必ず過去のものとなることの特徴である。この点も、子どもの将来における成長を最終的な目的として、子どものみならず学校ないし教員の側も常に成長し続けることを前提ないし基盤としている教育的対処と比べた場合、法的対処と教育的対処との大きな差異を形成している。

以上のとおり、教育的対処と法的対処との間には、その前提ないし目的の点にしても、対処が行われる際の時間の捉え方についても、大きな差異があると言わなければならない。実際、現実の局面においては、トラブルの対処のため

に必要なものは適切と考えられる具体的な行動が、法的対処と教育的対処とで事実上正反対となることも、珍しくないものと思われる。

## 教育的対処から法的対処への 転換点・・・・・・・・・・・・・・・・

学校教育の基本指針と、学校教育の具体的な担い手である教職員の能力特性から考えると、一般論として教育的対処の方が、日常の業務内容あるいは学校教育の前提ないし基盤となる考え方に合致する部分が多いことは明らかである。従って、学校が具体的なトラブルの発生に際して、まず教育的対処を以て臨むことを検討し、可能な限り教育的対処を継続しようとする。こと自体は、当該トラブルへの対処における合理性のみならず、トラブル発生後における当事者ないし関係者間の関係の継続という観点からも、望ましいものと考えられる。

そうすると、本稿で検討すべきであるのは、教育的対処から法的対処に転換すべき時点があること、どのような状況ないし事実が生じたことを以てかかる転換の判断を行うべきかの基

準であるが、これまでに発生してきた数多くの各種の学校トラブルの構造及び事案の特性からすると、以下の基準に従うことが、基本的に合理的かつ妥当であるものと考えられる。

第1に、教育的対処の前提ないし基盤となっているのは、当事者ないし関係者間の信頼関係の構築及び深化であるから、かかる信頼関係が何らかの事情で決定的に失われ、回復される見込がない場合には、当事者ないし関係者間における信頼関係の存在を前提ないし目的としない法的対処の方が、教育的対処と比べて、より合理的かつ妥当な対処となるはずである。実際、学校が法的対処をもって臨むことに消極的となる最大の理由は、法的対処が相手方を「信頼」しない点にある、と考えて差し支えない。

第2に、学校教育の前提ないし基盤となる信頼関係の対象となる当事者ないし関係者の範囲については、必ずしも具体的なトラブル発生時における当該トラブルの当事者ないしその重要関係人のみに限られる理由はなく、当該学校において学校教育を受ける立場にある全ての子どもやその保護者を含む、広範な「学校関係者」

を念頭に置く必要がある。

第3に、当事者ないし関係者間の信頼関係が失われる事態の中には、具体的な事故ないし事件の発生によって回復し難い被害が当事者ないし関係者に生ずる場合のみならず、学校の本来の機能ないし役割である学校教育の実施及びその効果が果たせなくなるおそれがあることも、当然含まれてしかるべきである。

第4に、当事者ないし関係者間に信頼関係を構築及び進化させる必要性が他の場合と比べて比較的小さく、学校教育の一環として考えた場合でも、望ましい法的関係を含む社会関係のあり方を子どもに対して教育する必要性が高い事項については、具体的なトラブルの発生に際して教育的対処によること自体がそもそも合理的でも妥当でもなく、直ちに法的対処を以て臨むことが必要と考えられる。

第5に、教育的対処と法的対処との比較検討において、前提ないし基盤に係る考え方の差異の1つと考えられた、具体的対処を行うに際しての時間の捉え方の把握についても、教育的対処から法的対処への転換に関する観点として、

考慮することが合理的かつ妥当であると思われる。すなわち、常に時間の流れに従って当事者ないし関係者が成長し変化していくことを前提ないし基盤とする教育的対処方針が、かえって当事者ないし関係者間の関係を悪化させるおそれがある場合には、ある時点を固定して、法的解釈に基づく判断を以て問題となる状況を法的に是正した後、再び教育的対処を行うために、時間が常に流れる状況へと還すことが、合理的かつ妥当な場合もあるはずである。

以上の議論に基づいて改めて考えてみると、学校トラブルが発生した場合において、教育的対処から法的対処への転換を行うべき具体的な状況ないし事実としては、次のような場合が典型例として挙げられる。

第1に、発生したトラブルの当事者ないし関係者に人身上の被害が及ぶことが懸念される場合には、具体的な被害が生じた場合、当該被害者との間の信頼関係が決定的に失われることが明らかであるから、躊躇なく法的対処への転換を行うことが必要である。

第2に、学校の本来の機能ないし役割である

学校教育の円滑な実施が損なわれ、当該トラブルの当事者ないし関係者以外の子ども学習に支障が生ずることが懸念された場合にも、学校教育の円滑な実施を期待する子ども及び保護者との間における信頼消失を防止するため、具体的な状況を冷静に見極めつつ、法的対処への転換を行うことを検討する必要がある。

第3に、教育的対処の基盤となつているものが、当事者ないし関係者間における信頼関係の構築及び深化である以上、この信頼関係が破壊された場合、具体的には、これまでに努力を払つて構築してきた信頼関係を破壊する行動がなされた場合や、これまでに試みてきた検討なし協議を一方的に覆す行動がなされた場合には、法的対処への転換を検討することが、合理的かつ妥当と言うべきである。

第4に、当事者ないし関係者が法的対処を強く志向した場合に、これを以て信頼関係が失われたと評価すべきかについては見解が分かれないが、当事者が法的対処を強く志向し、教育的対処を拒絶していることが明らかな場合、具体的には、弁護士等の代理人を同席させて法的対

処を求める旨を明確に告げてきた場合等には、法的対処を以て臨むことが、むしろ合理的かつ妥当であると考えられる。

第5に、学校教育の目的の中に、社会における法的社会的関係のあり方を子どもに教育することが含まれている以上、例えば金銭の受渡等、法的関係を以て当該関係が完結すると評価できる場合には、教育的対処を無理に試みることなく、端的に法的対処を以て臨むことが、合理的かつ妥当な場合がある筈である。

以上のとおり、本稿では、学校トラブルへの対処における教育的対処から法的対処への転換について、その基盤にある理論的観点と、具体的な状況例とを提示してみた。もともと、本稿で提示した観点や基準は、他の理論的観点の可能性を理論的に排除できていないわけではなく、また、限界事例が多々あることが明らかに予測できる。従つて、今後の研究において、より合理性及び妥当性を有する実務的基準をさらに探求し、全てのトラブルの解決に対して合理性かつ妥当性を維持できるような理論的観点の確立を目指して、さらに努力を続けていきたい。